

# 人権尊重のまちづくり

## ～ 今、私にできること ～



人権に関する児童生徒の  
作品ポスター（梶原梨央）

同和問題は、私たち一人一人の問題です。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を正しく理解し、部落差別をなくしていきましょう。

徳島県教育委員会は、同和問題を人権問題の重要な柱ととらえ、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざした人権教育の推進と充実に努めています。

この資料は、人権問題について学ぶとともに、人権意識を高めるため、PTAの研修会をはじめ、多くの場で活用されることを願って作成しました。

# ○自分の偏見に気付こう



自分のもつ固定観念（決めつけ）が、否定的な感情や評価と結び付いた場合、偏見や差別につながる場合があります。身の回りのことで、決めつけていることはないか考えてみましょう。

## 進め方

- 1 チェックリストで自分にあてはまると思うものに○を付ける。
- 2 ○を付けたところにどんな思い込みがあるのか考える。
- 3 チェックした項目をもとに話し合う。

	項目	チェック
1	結婚をして家庭をもって、一人前だと思う。	
2	子どもの進学先や就職先が周りの人にどう思われるか気になる。	
3	子どもを育てるときは、男らしく女らしくを少なからず意識する。	
4	いじめと聞くと、いじめられる側にも問題があるのではないかと思う。	
5	家計を中心となって支えるのは、男性であると思う。	
6	スマートフォンを持っていない人は、時代に遅れていると思う。	
7	子どもの結婚相手の学歴や職業、住んでいる地域が気になる。	
8	うわさ話やネットの情報を確認せず、信じてしまいやすい。	
9	仏滅の日の結婚式や友引の日の葬式は、避けるべきだと思う。	
10	隣に外国人が住むようになると、いろいろなことが気になる。	

★チェックした項目について話し合ってみましょう。

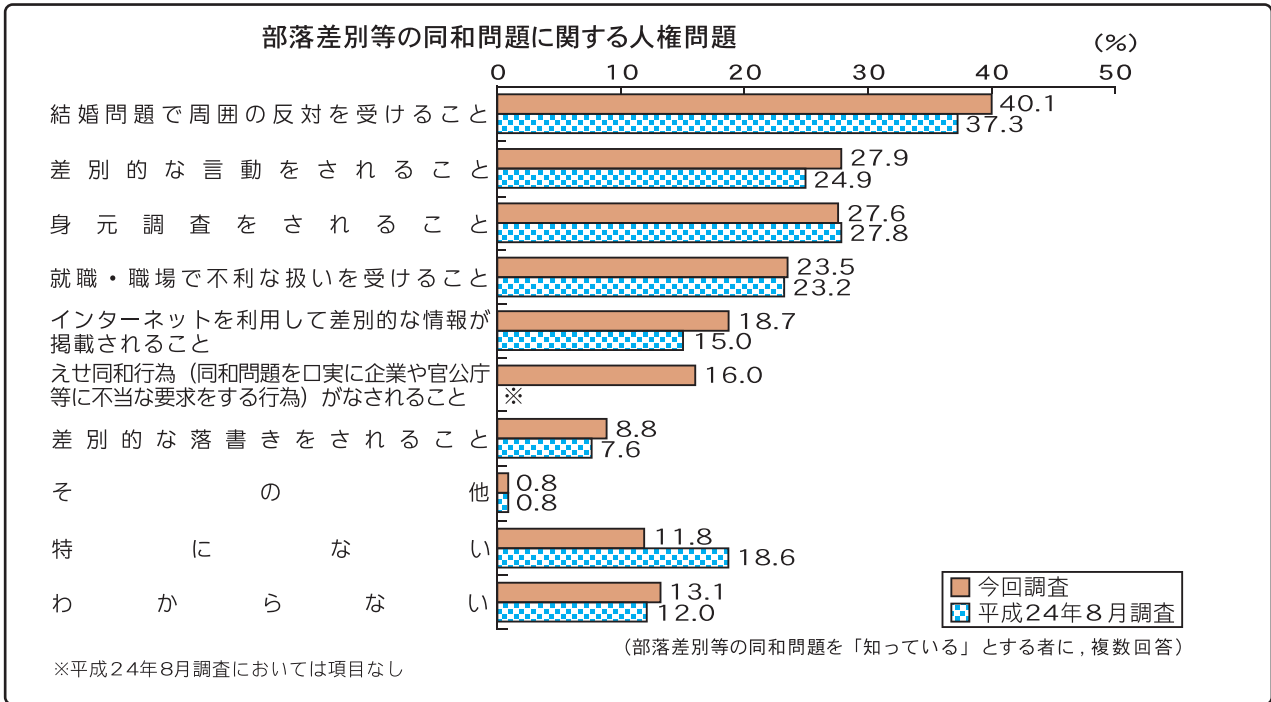
私たちは、一人一人、様々な「ちがい」があります。周りの人がみんな「同じ」価値観をもっていると思わず、他者との「ちがい」を認め合いながら、自分の中の偏見や差別に気付きましょう。そして、同和問題をはじめあらゆる差別をなくすために、共に学んでいきましょう。



# ○社会の中で起きている差別について

次のグラフは、内閣府が行った「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)の結果です。「同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」という問いに対し、「結婚問題で周囲の反対を受けること」の回答が最も多くなっています。

「人権を尊重する」「差別をなくしていく」という基本姿勢をもって、「自分はどのように考えるか」「どのようにしていくか」について事例をもとに話し合ってみましょう。



「平成30年度人権教育・啓発白書」より

## 【事例1】

①

つきあってる人がいるの。

どこに住んでいる人なの?

②

〇〇町に住んでいるのよ。

〇〇町ならきちんと調べておいたほうがいいよ。

## 【事例2】

住民：〇〇で土地を買おうと思うのですが、〇〇は同和地区ですか。  
 職員：なぜ、そんなことをおたずねになるのですか。  
 住民：できれば、そういう地域はさけたほうがいいと思って。  
 職員：そのようなことは、差別につながりますのでお答えできません。

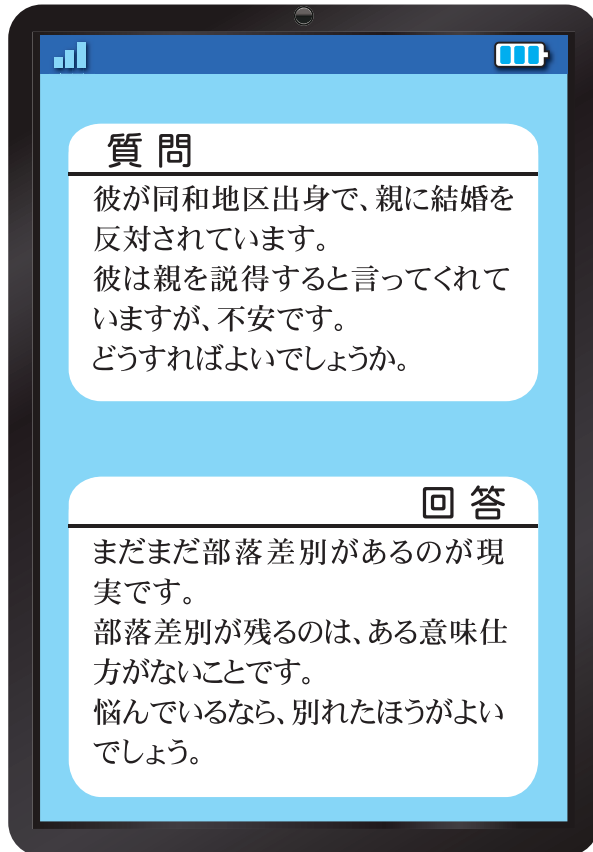


生まれた場所や住んでいる地域で人を差別することは、重大な人権問題です。  
 日常の会話の中で、間違いに気付き、正しい対応ができるように、人権問題について考えていきましょう。

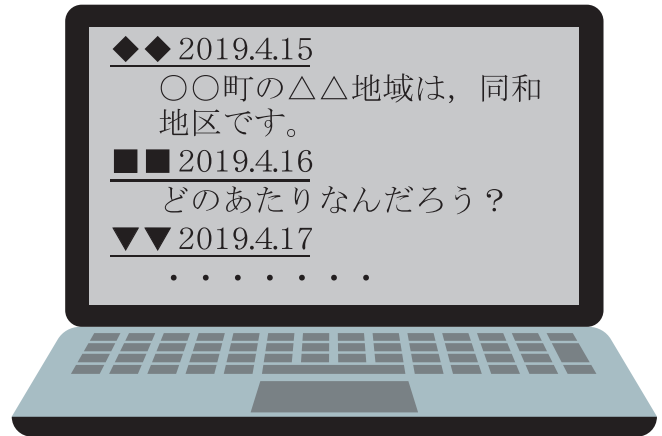
# ネット上の差別解消に向けて

ネット上では、差別的な書き込みや誤った情報があふれています。そして、差別的な書き込みや誤った情報がネットを通して、誰でも見られる状況にあることや不特定多数の人に広がっていくことが問題です。こうした書き込みや情報に惑わされないようにするために、正しい知識と判断力が求められています。

【悪質な回答例】（質問サイト）



【差別書き込みの例】（掲示板サイト）



- ※ インターネットは、匿名ではありません。発信元を特定することはできます。
- ※ インターネットの検索の順番は、アクセス数が多いほど、ページの上位にきます。安易に悪質なサイトにアクセスすると、差別的な情報や誤った情報の拡散につながるなので、興味本位の検索は控えましょう。



このような回答や書き込みについてあなたはどのように思いますか。



悪質な書き込み等をなくしていくために、できることを考えましょう。

# ○「部落差別解消の推進に関する法律」を知っていますか？



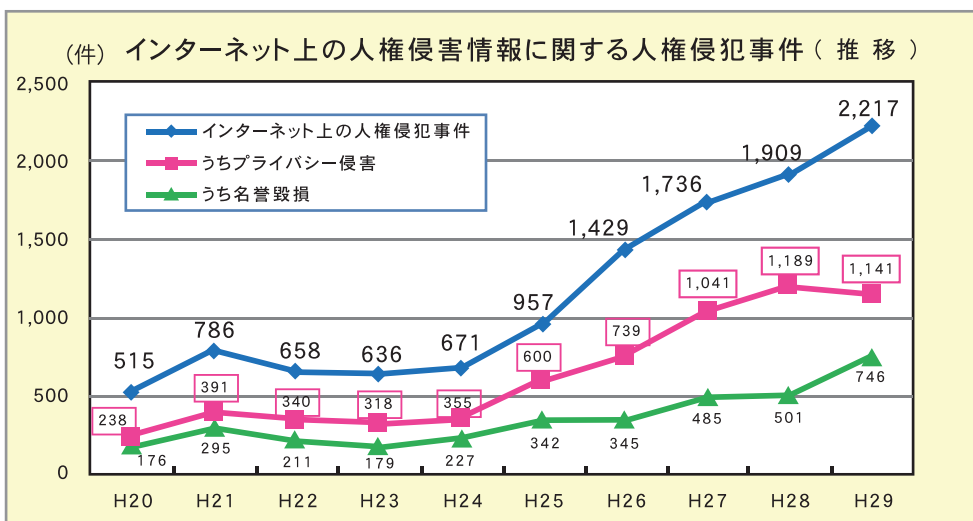
## 部落差別ってなあに？

日本社会の歴史的な発展の過程の中でつくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今もなお結婚差別や就職差別をはじめ、日常生活の上で受ける様々な差別です。我が国固有の重大な人権問題です。



## どうして、この法律ができたの？

現在もなお部落差別が存在するとともに、時代の変化により、差別の状況が変わってきました。最近では、インターネットが急速に普及し、一定の地域やそこに住む人に対する悪質な差別書き込みが、近年急速に増加しています。インターネット上では、不特定多数の人に、誤った情報が拡散するおそれがあります。部落差別のない社会を実現するために、この法律が作られました。



【平成29年における人権侵犯事件の状況について（法務省人権擁護機関の取組）】

インターネット上の人権侵犯事件は、急速に増えてきています。悪質な差別書き込みに対し、早期発見し、拡散防止のために、モニタリング（監視）をしている自治体が増えてきています。



## この法律には何て書かれているの？

この法律は「現在もなお部落差別が存在する」とし、「部落差別は許されないものである」との認識のもとに、「部落差別のない社会を実現する」ことを目的とし、「国民一人一人の理解を深めるよう努める」と明記されています。

そして、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、「相談体制の充実」や、「部落差別の解消のための教育及び啓発を行うように努める」ことが示されています。



# ○部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年法律第109号)

## (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

※「部落差別の解消の推進に関する法律」は、平成28年12月16日から施行されました。

## 困ったときの相談窓口

### ○人権侵害等に関する相談窓口

徳島地方法務局

みんなの人権 110番(法務局)

子どもの人権 110番(法務局)

女性の人権ホットライン(法務局)

24時間子供SOSダイヤル

あいぽーと徳島(徳島県立人権教育啓発推進センター)

電話 088-622-4171

電話 0570-003-110

電話 0120-007-110 (無料)

電話 0570-070-810

電話 0120-0-78310 (無料)

電話 088-664-3701

### ○インターネット上のトラブルの解決支援サイト

警視庁「インターネット安全・安心相談」

インターネット・ホットラインセンター

<http://www.npa.go.jp/cybersafety>

<http://www.internethotline.jp/>

## 徳島県教育委員会人権教育課

電話 088-621-3157

ファクシミリ 088-621-2885